

第 1 節 本県の特別支援教育の基本的な考え方と目指す姿

1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

国が示す共生社会の形成に向けた特別支援教育の理念を踏まえるとともに、第2次計画の基本的な考え方を引き継いでいます。更に共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を構築するという考えを押し進めて、第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方を以下の4点とします。

千葉県の目指す特別支援教育の基本的な考え方
～ 一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 ～

- 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができると教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

本計画は、障害のある幼児児童生徒に対する教育のみに着目するものではありません。障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指してまいります。これを「一人一人が輝く共生社会の形成」としています。

また、幼児児童生徒一人一人のよりよい成長には、最も身近な理解者であり支援者である保護者が元気に、活力ある生活を送っていくことが重要です。家族も含めて「一人一人が輝く」ように取組を推進してまいります。

2 重点項目における目指す姿

上記の基本的な考え方を踏まえ、第3次千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、第3章を障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実、ICTの利活用による教育の質の向上などの五つの「重点項目」で構成し、そのもとに「主な施策」、更に「具体的な取組」を配置することとしました。

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

- 教育相談担当者の専門性の向上が図られ、教育相談担当者とし市町村の関係機関、児童相談所等との連携が強化されている。
- 就学前の様々な教育・保育機関において、個別の教育支援計画や個別の指導計画など個々の障害の状態等に応じた指導・支援に関する計画が活用され、障害の理解が進み、個々に応じた指導・支援が行われている。
- 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上が図られ、小・中学校等における特別支援教育が更に充実している。
- 副次的な籍の研究が進み、積極的な居住地校交流の実施などにより、交流及び共同学習が更に充実している。
- パラスポーツや文化芸術活動等を通じた交流及び共同学習が、計画的に行われている。
- 家庭と教育、福祉との連携が更に充実し、障害のある幼児児童生徒及びその保護者が、乳幼児期から学齢期、そして社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けることができている。
- 小・中学校の通常の学級、通級による指導や特別支援学級において、障害理解や個々に応じた教育の充実が図られ、障害のある児童生徒が充実感・達成感を感じながら生きる力を身に付けている。
- 高等学校における通級による指導が更に充実し、巡回指導などの指導形態が工夫されている。
- 小・中学校等における自立活動が充実し、教育活動全体を通して、障害による困難さを改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣等に対する指導・支援が更に行われている。
- 全ての特別支援学校において、更に個々の教育的ニーズに応じた専門性の高い指導が行われ、幼児児童生徒が自立と社会参加を目指し、能力や可能性を最大限伸ばしている。
- 学校間及び学校と関係機関との連携が強化され、学習の履歴や合理的配慮の提供などの情報共有により、情報が進路先に適切に引き継がれ、個々の教育的ニーズに応じて一貫した指導・支援が行われている。
- 指導的な役割を担う医療的ケア看護職員の配置など、特別支援学校における医療的ケアを安全かつ確実に実施できる体制が整っている。

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）を踏まえ、小・中学校等における医療的ケアについての理解が進み、支援体制が整っている。

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実

- 過密状況が著しい地域における新たな特別支援学校の設置など、計画的な整備が進んでいる。
- 特別支援学校設置基準への対応が進んでいる。
- 総合的な教育機能を有する特別支援学校が、その教育機能を十分に発揮している。
- 知的障害のある生徒を対象とした専門学科、普通科職業コースの在り方などが検討され、生徒のニーズに応える特色ある学校や学科が整備されている。

Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善のため、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じてICT機器が利活用されている。
- 学習が途切れることなく受けることができるようにするため、Web会議システムを活用した遠隔教育が行われている。
- 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新が進み、ICTを適切に利活用した授業が展開されている。
- 校内の情報教育を推進する教員や、外部人材を活用した校内研修を通して、教職員のICTに関する専門性の向上が図られている。
- 個別の教育支援計画等をデータベース化することで、関連施設との引継ぎなどが効率的、効果的に行えるようになっている。

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 幼稚園、小・中学校、高等学校段階における連続した系統的なキャリア教育が進み、個々の発達段階を踏まえた進路指導及び職業指導の充実が図られている。
- 就職後の職場への定着に向け、労働や、福祉の関係機関とのネットワークが構築されている。
- 学校で学んだことが生涯学習に活かされるよう、各学校や地域の特性を生かした取組が教育課程に位置付けられている。
- さわやかちば県民プラザや県立図書館、博物館、美術館、公民館などの公共施設の活用についての周知がなされ、利用方法についての理解が進んでいる。

Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 県教育委員会や市町村教育委員会、各学校での研修等の充実により、全ての教員が障害や特別支援教育を理解し、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われている。
- 総合的な教育機能を有する特別支援学校の機能の充実を図るため、視覚障害教育及び聴覚障害教育について指導支援できる教員が育成されている。

- 今後の特別支援教育を担う人材の育成、地域や学校において中核となる特別支援教育に携わる教員を計画的に育成する仕組みが構築されている。
- 学校長の強力なリーダーシップのもと、特別支援教育推進に向けた学校経営の充実が図られている。
- 異校種間の人事交流により、互いの学校の教育効果や課題について理解促進が進み、各学校における特別支援教育の中核となる人材が育成されている。

<参考> 《第3期千葉県教育振興基本計画》

第3章 第3期千葉県教育振興基本計画の施策・取組

基本目標1 ちばの教育力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

(1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子供がその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

また、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

(2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図っていきます。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図っていきます。

また、県立学校校長会議及び管理課長会議等を通じて、障害者差別解消法等の内容や理念、職員の対応について、周知を図っていきます。

第2節 実施する主な施策と具体的な取組

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

これまで県教育委員会では、幼稚園において支援が必要な幼児に対して、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学先決定に努めてきました。また、県総合教育センター特別支援教育部や県子どもと親のサポートセンターなどにおける教育相談の充実を図るとともに、特別支援学校が、医療・保健・福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実に努めてきました。

さらに、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校における通級による指導を実施するなど、地域内の小・中学校や高等学校に対するセンター的機能の充実に取り組みました。また、特別支援学校に、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）など専門的な知識や経験を有する外部人材を配置し、特別支援学校のセンター的機能を高めることに努めました。

各学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を図り、切れ目ない一貫した指導・支援を促進してきました。

一方、特別支援学校と小・中学校等の児童生徒との交流及び共同学習を促進し、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人々が、互いによさを認め合い、共に学ぶ仲間であることを認識できるよう取り組んできました。

引き続き、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図っていきます。また、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人一人の幼児児童生徒に応じた切れ目ない支援体制の充実を図っていきます。

〔目標値の設定〕

第3次計画における進捗状況を確認するため、重点項目ごとに目標値を設定しました。重点項目 I については、以下のとおりです。

目標項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校による地域に働きかけた研修会等の数	289回	500回	700回
特別支援学校が小・中学校等とパラスポーツを通じた交流及び共同学習を実施した割合	15%	30%	30%
県総合教育センター特別支援教育部による教育相談研修の実施回数	2回	4回	6回
県子どもと親のサポートセンターによる教育相談研修の実施回数	13回	15回	17回
市町村教育委員会等の就学担当者への研修会累計受講者数	52人	100人	110人

目標項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
個別の教育支援計画の活用率 *1 (公立小・中学校等)	67.7%	90.0%	100%
個別の指導計画の活用率 *1 (公立小・中学校等)	71.3%	90.0%	100%
特別支援学校において、授業中に ICTを活用して指導することができる 教員の割合	73.7%	100%	100%
特別支援アドバイザーの公立小・ 中学校等への派遣実施率	96.3%	98.2%	100%
医療的ケア看護職員の実技研修参 加人数 *2	60名目標のうち 55名参加	90名目標のうち 全員参加	120名目標のう ち全員参加

- *1 活用率とは、「個別の教育支援計画又は個別の指導計画を作成している幼児児童生徒のうち、進級や進学等の際に、計画を活用して個別に説明や引継ぎを行うとともに説明後に計画を渡した幼児児童生徒の割合」を言います。
- *2 医療的ケア看護職員の実技研修は、医療機関で実施するため、研修を実施する医療機関の確保が必要になります。現在は2年間で看護師全員が研修できるよう取組を実施していますが、今後は、毎年看護師全員が研修に参加できる体制づくりを目指します。

【主な施策1】 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進するとともに、地域の人々が障害のある幼児児童生徒の理解を深める啓発活動等の取組を進めます。また、障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方やかわり方を共有することができるパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組めます。

千葉県で学び育つ幼児児童生徒が、将来、地域社会において、相互に人格と個性を尊重し合える人間性を持ち、その力を発揮していく人材として成長できるよう、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人々が、互いの個性を尊重しあえるようにすることを目指し、特別支援学級や特別支援学校に在籍する幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進してきました。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に県内でもパラスポーツへの関心が高まりをみせたことを好機と捉え、引き続き特別支援学校を拠点とした、パラスポーツを通じた交流を積極的に推進していきます。

【具体的な取組】

〔① 分かる授業づくり、多様性を認め合う学級経営の推進〕

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境整備や授業づくりを進め、全ての幼児児童生徒にとって学びやすい環境整備、指導の実現に努めます。また、一人一人の困難さに応じた合理的配慮の提供により、幼児児童生徒にとって「分かる・できる」授業づくりを推進するとともに、多様性を認め合える学級経営を目指します。

〔② ICTを活用した交流及び共同学習の推進〕

交流及び共同学習の実施にあたり、例えばICTを活用してテレビ会議等で学校相互をつなぐなど、時間や場所に制限されることなく、また、遠隔地にある学校であっても、容易に交流及び共同学習を実施することができるようにします。障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが地域で共に学ぶ経験を通して、社会性を培い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を増やしていきます。

〔③ 副次的な籍の研究・検討〕

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒と居住地との結び付きを強めたり、居住地の学校との交流及び共同学習をより円滑に行ったりするため、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組について研究及び検討を行います。

〔④ パラスポーツや文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の充実〕

特別支援学校がパラスポーツ推進の拠点となり、パラスポーツ競技用具の貸出しや体育施設の開放を行い、小・中学校等からの要請に応じて出前授業や授業づくり相談を実施します。また、障害のある者とない者とが互いの存在を尊重し合い、認め合う社会を実現できるよう、パラスポーツや文化芸術活動等を通じた交流及び共同学習の充実を図っていきます。

〔⑤ メールマガジンの発行〕

教員をはじめ、多くの県民の方が障害のある人への理解を深められるよう、千葉県の特設支援教育の取組を中心に、県教育委員会から特別支援教育の取組や参考となる情報などを載せたメールマガジンを定期的に配信します。

〔⑥ 特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実〕

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実を図り、学校と保護者、学校と地域の連携・協働体制を強化するとともに、地域の方の障害のある子供たち及び特別支援教育の理解を深めていきます。

【主な施策2】 就学前における早期からの相談・支援の充実

医療・保健・福祉等の関係者や関係機関、NPO等との円滑な連携に資するネットワークを活用して、支援体制を強化し、障害のある子供への早期からの教育相談・支援体制の充実を図っていきます。

これまで、特別支援学校における教育相談の他、県総合教育センター特別支援教育部において、障害のある幼児児童生徒に対して電話やメール、来所による教育相談を行ってきました。

県子どもと親のサポートセンターでは、電話やメール、FAX、SNS、来所による相談を行い、小・中学校等の児童生徒の不登校やいじめ等の課題解決や心豊かな成長を支援してきました。課題となっている不登校の背景の一つとして発達障害に起因する可能性があることから、県総合教育センター特別支援教育部と連携しながら、相談活動を行ってきました。

その他、就学相談担当者を対象とした研修の実施、保護者や教職員向けの資料の作成・周知等を行うとともに、医療や保健、福祉等の関係機関や民間団体等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ってきました。

今後も、関係機関等とのネットワークを活用し、早期からのきめ細かな教育相談や就学相談を行うとともに、学びの場の検討等に対する支援の充実を図っていきます。

また、幼稚園における支援体制の充実を図るため、園内体制の整備・充実、関係機関や小学校との連携推進、教職員に対する研修の充実を図り、就学前における早期からの支援体制をより一層強化していきます。

(1) 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

【具体的な取組】

〔① 相談窓口の周知による早期からの教育的支援〕

引き続き、各特別支援学校が作成する教育相談や就学支援に関するリーフレット等で、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその成果、特別支援学校におけるセンター的機能について周知し、保護者が就学や教育相談先を選択できるようにしていきます。

また、特別支援学校と市町村教育委員会とが連携し、県や市町村の様々な相談窓口を周知するとともに、健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施していきます。さらに、幼稚園等への訪問や、様々な障害の早期発見と早期からの教育的支援に努めていきます。

〔② 県相談機関における教育相談の充実〕

県総合教育センター特別支援教育部や県子どもと親のサポートセンターにおいて、引き続き相手に寄り添った丁寧な教育相談の実施に努めるとともに、連携会議を定期的に行い、相談の内容によって両機関が連携して支援を行うことができるようにします。

〔③ 特別支援学校における教育相談の充実〕

引き続き、各特別支援学校において就学相談、教育相談体制の中核となる特別支援教育コーディネーターが地域の特別支援教育の相談センターとして、教育や福祉、医療等の関係機関と連携強化を図りながら、相談にあたっていきます。

〔④ 相談支援に関わる機関の連携強化〕

県総合教育センター特別支援教育部、県子どもと親のサポートセンター、市町村教育委員会が設置する教育センター等の関係者によるネットワーク会議を定期的
に開催し、教育相談についての情報を共有するとともに、教育相談担当者の専門性を高めていきます。

また、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育、福祉のより一層の連携を図るとともに、保育所等連携事業や幼保小連携事業を活用した情報の共有と効果的な支援の充実に努めていきます。

（２） きめ細かな就学相談と学びの場の検討への支援の充実

【具体的な取組】

〔① 就学相談における積極的な情報提供〕

本人や保護者が正確な情報を得て十分に理解した上で、就学先を検討できるよう、就学相談において、小学校や特別支援学校で受けられる教育内容、支援体制を含む基礎的環境整備、就学先の決定方法、就学後の多様な学びの場の活用、合理的配慮決定までのプロセスなどについて、しっかりと情報提供を行っていきます。

〔② 健康診断等における診断結果の情報共有〕

障害の理解が十分でないことからの不適切な対応を防ぐため、健康診断等における発達面での気づきを保護者や就学先、関係諸機関と共有するとともに、必要に応じて適切な教育相談の場につないでいきます。

〔③ 学びの場の柔軟な見直し〕

障害のある子供の成長に合わせて、就学後も適切な教育が受けられるよう、保護者に積極的な情報提供を行った上で、個別の教育支援計画を活用した学びの場の見直しなどについて、教育相談を柔軟に実施していきます。

〔④ 医療的ケア児に関する就学前段階からの情報収集〕

医療的ケア児が入学直後から安全・安心に学校生活を送ることができるよう、就学前段階の医療的ケア児の情報を収集し、早期から学校、保護者、看護師、医師や関係機関等が連携できるようにしていきます。

〔⑤ 障害のある幼児の就学に関わる関係機関の連携強化〕

障害のある幼児の就学について、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援所等と綿密な情報共有を行うとともに、更なる連携の強化を図っていきます。

〔⑥ 就学担当者に対する研修の充実〕

市町村教育委員会就学担当者に対する特別支援教育や就学に関する研修の充実を図り、適切に就学相談が実施されるようにするとともに、引き続き、教育支援委員会において就学後のフォローアップを実施するなど、就学支援中心の「点」としての教育支援だけでなく、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な支援に至る一連の「線」としての教育支援に努めていきます。そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援へとつなげていきます。

〔⑦ 適切な就学支援に向けた教育支援委員会の開催と協力員の指名〕

障害のある子供の適切かつ継続的な教育的支援のため、引き続き、県教育支援委員会において、障害のある子供の学びの場について多面的・多角的に検討するとともに、就学後の学びの場についての相談・支援を行っていきます。

また、各特別支援学校で就学相談や教育相談の中核となる教員を「県教育支援委員会協力員」に指名し、就学に関する調査や資料の作成、教育（就学）相談の窓口等の役割を持たせ、円滑な就学相談及び教育支援委員会の開催に努めていきます。

（３） 幼稚園における支援体制の充実

【具体的な取組】

〔① 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用促進〕

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が更に促進されるよう、県教育委員会や特別支援学校が、保護者や市町村教育委員会、幼稚園に向け啓発資料を作成するとともに、幼稚園の職員に対する研修において個に応じた指導・支援のための計画の作成方法や活用の効果を周知したり、書きやすく使いやすい計画の様式例を示したりしていきます。

〔② 幼稚園教職員の専門性向上に向けた研修会への参加促進〕

県教育委員会が、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員をはじめ、幼稚園教職員の専門性向上に向けた研修機会の充実を図るとともに、私立幼稚園や保育所等に対しても、積極的に情報を提供したり、研修会への参加を促したりしていきます。

また、学習指導課が実施している幼稚園教育課程研究協議会を活用し、関係機関と連携したり、障害者福祉の関係課等と一緒に幼稚園・保育所等訪問や研修会を実施したりして、きめ細かな切れ目のない相談・支援につなげていきます。

〔③ 障害の理解や指導・支援の在り方を助言するための専門職の活用促進〕

県教育委員会では、特別支援教育の知識と経験のある特別支援教育専門家チーム委員や特別支援アドバイザーを市町村教育委員会や幼稚園等に派遣し、障害のある幼児が安心して幼稚園での生活を送れるよう、障害の理解や指導・支援の在り方、園内体制の充実などについての助言・援助を行います。また、幼児教育施設や保育所等を対象に、県総合教育センター幼児教育アドバイザーの活用推進を図っていきます。

【主な施策3】 小・中学校における特別支援教育の充実

小・中学校の特別支援学級での指導のさらなる充実を図るとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒も含め、全ての障害のある児童生徒が、障害による困難さに配慮した十分な教育が受けられるよう校内体制及び指導・支援の充実を図っていきます。

また、中学校卒業後も切れ目ない支援体制を整備するために、学校を支える校外からの支援体制の充実を図っていきます。

小・中学校においては、これまで特別支援学級での指導や通級による指導において、児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達段階等を踏まえた、教育課程を編成し、学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための指導を行ってきました。また、通常の学級においても、発達障害のある児童生徒を含め障害のある児童生徒の特性を理解し、それぞれが抱える困難さに配慮するとともに、児童生徒自身の自己理解を深め、他者との関わりや学習への取り組み方など将来の自立を見据えた指導を行ってきました。

さらに、校内支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心として学校全体で組織的に障害のある児童生徒の指導・支援に努めてきました。

今後も、障害のある児童生徒が、通常の学級をはじめ通級による指導、特別支援学級において、適切な合理的配慮の提供を受けつつ個に応じた指導・支援が受けられるよう、障害の理解啓発に努めるとともに、指導・支援体制を強化し、個に応じた専門性の高い指導・支援の充実を目指します。

また、将来を見通したキャリア教育の充実を図るとともに、中学校卒業後も切れ目ない支援が展開されるよう、校外からの支援の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び必要な支援の実施〕

管理職がリーダーシップを発揮し、全教職員が特別支援教育について正しい理解を深められるようにするとともに、全校での指導・支援体制を整え、交流及び共同学習や特別支援学級における各教科等の指導などの充実を図っていきます。また、教職員の適切な役割分担、相互連携のもと、障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援を実施していきます。

〔② 通常の学級における発達障害のある児童生徒への支援〕

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒が、適切に人と関わったり学習に参加したりすることができるよう、自己の障害特性の理解を深めるとともに、学校や学年、学級など集団内における指導・支援の充実に努めていきます。

また、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にした指導に努め、通常の学級における発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実に努めていきます。

〔③ 特別支援学級における実情に合った教育課程の編成〕

引き続き、特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握したうえで、自立活動を取り入れることはもとより、必要に応じて各教科の目標や内容を、下学年の目標や内容に替えたり、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりするなど、特別の教育課程を編成するとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒とが共に学ぶ活動の充実に努めていきます。

〔④ 通級による指導の担当教師と通常の学級担任の連携強化〕

通級による指導において、自立活動の目標や内容を理解した上で、一人一人に応じた特別の教育課程を編成し、障害の状態や特性等に応じて学習上又は生活上の困難の改善、克服を目的とした指導を行うとともに、通級による指導の担当教師と在籍する通常の学級担任の教師とが連携し、通級による指導における成果が、通常の学級においても発揮されるように努めていきます。

〔⑤ 困難さに応じた通級による指導の充実〕

障害による学習上又は生活上の困難のある児童生徒が適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう、通級による指導の拡充を図ったり、他の学校の教師による巡回指導やICTを活用して遠隔教育を実施したりするなど、通級による指導の充実に努めていきます。

また、必要に応じて、特別支援学校における通級による指導を活用し、より専門性の高い指導を行って努めていきます。

〔⑥ 県教育委員会が作成した自立活動動画の活用〕

県教育委員会が作成した自立活動の動画及びその活用手引集を広く周知し、自立活動についての理解を深めます。また、学校訪問や指導に関する資料の作成、配付を通して、児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握した上で指導計画に位置付け、自立活動が教育活動全体を通じて行われるように努めます。

〔⑦ 教育事務所指導主事による学校訪問や特別支援アドバイザー等の派遣の推進〕

学校等の要請に応じて、教育事務所の特別支援教育担当指導主事による学校訪問を積極的に行うとともに、特別支援アドバイザー、県特別支援教育専門家チームを速やかに派遣し、障害の正しい理解や、各学校における特別支援教育の現状と課題を明らかにし、それぞれの実情に応じた適切な合理的配慮の提供及び指導の充実を図っていきます。

〔⑧ 市町村教育委員会、市町村福祉部局等との連携強化〕

市町村の教育委員会と福祉部局、及び学校と障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス）との連携を強化し、校外からの支援体制の充実を図るとともに、一貫した指導・支援の実施に努めていきます。

〔⑨ 隣接する学校間の適切かつ効果的な引継ぎの実施〕

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を推進するとともに、本人・保護者の同意の下、これらの計画を学年間、学校間での引継ぎにおいて活用し、これまで受けてきた指導・支援の内容や合理的配慮の提供の状況などを確実に引継ぎ、各学校における個々の障害に配慮した適切な指導及び必要な支援の実施につなげていきます。

幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など隣接する学校間の引継ぎにおいては、個別の教育支援計画等を活用しつつ、互いに情報の共有を図ったり意見交換をしたりするなど、より適切かつ効果的な引継ぎに努めていきます。

〔⑩ 県教育委員会が作成した資料、成果物の活用〕

県総合教育センター特別支援教育部が作成した「特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ」や「見てわかる！個別の指導計画作成に役立つシート」、特別支援教育課で作成した「特別支援教育指導資料」や「合理的配慮事例集」等の資料について広く周知し、活用を推進することで、小・中学校における特別支援教育の理解推進を図りつつ、個に応じた指導・支援の充実を図っていきます。

〔⑪ 中学校卒業後の進路情報を周知する体制の構築〕

高等学校や特別支援学校高等部への進学に当たっての必要な情報を周知できる体制をつくとともに、中学校卒業後の進路を見通したキャリア教育の充実を図っていきます。

【主な施策4】 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の卒業後を見据えた適切な指導の充実、及び就労支援体制の構築を図るとともに、中学校や特別支援学校、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を更に深め、キャリア教育の充実に努めていきます。

これまで県教育委員会では、各学校の特別支援教育推進の要である特別支援教育コーディネーターの育成や、研究校を指定し支援体制整備を進めるなど、高等学校における特別支援教育の充実に取り組んできました。また、文部科学省や本県の研究事業を通して、高等学校における特別支援教育の充実、高等学校における通級による指導についての研究を進めてきました。さらに、高等学校に在籍する障害のある生徒の学校生活の充実のため、特別支援教育支援員の配置についても取り組みました。

平成30年度に、高等学校における通級による指導が制度化され、本県では県立幕張総合高等学校と県立佐原高等学校の2校において通級による指導を開始しました。その後、県内における配置バランス等を考え、令和3年度現在では、前述の2校に、県立袖ヶ浦高等学校、県立千葉大宮高等学校、県立松戸向陽高等学校、県立松戸馬橋高等学校、県立佐倉南高等学校、県立船橋豊富高等学校、県立長生高等学校、県立君津青葉高等学校の8校を加え、計10校において高等学校における通級による指導を実施しています。

特別支援教育支援員については、教室移動や食事、衣服の着脱など生活全般の介助を必要とする生徒に対して配置しています。

引き続き、高等学校における特別支援教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、卒業後の自立を見据えたキャリア教育の一層の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び必要な支援の実施〕

管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育コーディネーターを要とし、生徒指導主事、進路指導主事、通級による指導を担当する教職員の連携を図り、学校全体で、障害の理解推進及び一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を実施します。

〔② 個別の教育支援計画、個別の指導計画の積極的活用〕

高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、生徒への指導状況や合理的配慮の提供の状況等について、関係する教科担当教職員間や関係機関と情報を共有したり、進路先への引継ぎをしたりするなど積極的な活用を図っていきます。

〔③ 中学校の特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事との連携推進〕

中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事との連携の場を設定し、個々の生徒についての情報を共有したり意見交換をしたりするなど、より中学校と高等学校の連携を推進していきます。

〔④ 通級による指導実施校の連絡協議会による指導の充実〕

通級による指導実施校の連絡協議会を計画的に開催し、通級による指導担当教諭間のみならず実施校の管理職間における情報交換、課題協議を実施し、通級による指導の指導体制、指導方法の充実を図っていきます。また、現在通級による指導を行っている高等学校を拠点とした巡回指導の実施に向けて検討していきます。

〔⑤ 特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携強化〕

高等学校に在籍する障害のある生徒の進路の実現に向けて、キャリア教育の充実を図るとともに、高等学校の進路指導主事と特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携を強化し、障害のある生徒の就職等に関する知見を活用していきます。

〔⑥ 生徒の自己理解の促進〕

高等学校における生活全般を通して、障害のある生徒の自己理解を促進するとともに、苦手なことに対する対処法についての学びを通して自信と意欲の向上を図っていきます。

〔⑦ ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携推進〕

高等学校に在籍する障害のある生徒のうち、就労を希望する生徒への支援を充実させるのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を推進していきます。

【主な施策5】 特別支援学校における教育の充実

障害のある幼児児童生徒が、持てる力を発揮して自立し社会参加できるように、多様なニーズを把握し、障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ることで一人一人の資質・能力を育てていきます。ICTを活用するなど、教育環境を整え、学習指導要領の着実な実施を進めていきます。

第2次計画では、知的障害特別支援学校において、各教科等の指導と評価の在り方の開発や、教育課程の改善に取り組んできました。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育や障害の特性に応じた指導の実施に努めてきました。

学習指導要領では、資質・能力の3つの柱に基づき整理された各教科等の目標・内容の理解を深め、幼児児童生徒の実態に応じた指導の工夫改善を通じて、個に応じた指導の充実を求めています。今後、家庭や地域との連携・協働を深め、ICT等を活用し、育成を目指す資質・能力を育む教育を更に推進していくなど、学習指導要領を踏まえた教育課程の改善に取り組んでいきます。

【具体的な取組】

〔① 学びの連続性を重視した教育課程の改善〕

学習指導要領では、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な見直しを踏まえ、特別支援学校の教育課程と、幼稚園や小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視しています。この連続性を意識して、学習指導要領で今回整理された各教科等の目標・内容の理解を深め、児童生徒等の障害の状態や特性等に応じた、指導内容や指導方法の在り方などを検討し、教育課程の改善を図っていきます。

〔② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善〕

育成を目指す資質・能力に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善を進めていきます。障害のある子供たちにとって、学習意欲は、学びを継続し深めるために欠かせないものとなります。学ぶことに興味をもち、対話等を手掛かりに考えを広げ、知識を結び付けてより深く理解する授業となるよう、ICT 等も効果的に活用しながら改善を図っていきます。

〔③ 一人一人に応じた指導の充実〕

幼児児童生徒一人一人の障害の状態、及び特性等に応じた効果的な指導を行うことで、全ての特別支援学校において、個別最適な学びと協働的な学びの要素が一体的に組み合った学習活動の充実を図り、一人一人の資質・能力を伸ばしていきます。

〔④交流及び共同学習の充実〕

障害のある子供たちの自立と社会参加に向けて、特別支援学校と地域の学校が交流する学校間交流や、特別支援学校の児童生徒等が、居住地の学校で交流する居住地校交流の充実を更に図っていきます。その取組の一つとして、特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の学校に副次的な籍について、市町村教育委員会や幼稚園、小・中学校と連携を図りながら研究していきます。

【主な施策6】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、合意形成されたその合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図っていきます。また、定期的に合理的配慮の見直しを行い、その時点での適切な合理的配慮の提供に努めるとともに、合理的配慮の提供の状況を次の進路先に引継ぎ、切れ目ない支援の充実を図っていきます。

これまで、県教育委員会では、県内の全公立幼稚園、学校の管理職及び全市町村教育委員会の指導主事及び管理主事を対象に、3年間をかけて「インクルーシブ教育システム研修会」を各地域で実施し、合理的配慮や基礎的環境整備の概要や提供までのプロセスや留意事項等についての理解啓発を図ってきました。その後も各種研修会等を通して、合理的配慮の提供の在り方等について、理解推進を図っていま

す。平成29年3月には、「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」を、平成31年3月には、「合理的配慮事例集～高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に～」を作成し、全ての教職員が一人一人の児童生徒の特別な教育的ニーズに応じた合理的配慮を適切に提供できるよう例示しました。

さらに、県総合教育センター等における研修では、県内全ての学校において、障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒が毎日の学習や学校生活への興味や意欲が向上する授業づくりや学級づくりを推進してきました。

引き続き、学校における合理的配慮の好事例を事例集としてまとめるなどして、全ての小・中学校等や特別支援学校において適切に合理的配慮を提供していきます。

【具体的な取組】

〔① 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供〕

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底します。また、「小・中学校版合理的配慮事例集」「高等学校版合理的配慮事例集」を改訂し、新規事例を追加し、モデル校による実践発表により合理的配慮が正しく理解、提供されるよう努めます。さらに、「幼稚園における合理的配慮事例集」の作成にも取り組みます。

〔② 教職員のスキルアップにつながる支援環境づくりの推進〕

適切な指導及び必要な支援、評価の実践が広がるよう、教職員のスキルアップにつながる参考資料の作成や支援サイトの開設などの支援環境づくりを推進します。

また、2、3年に一度、教職員向けの「特別支援教育指導資料」を作成し、各市町村教育委員会及び各学校に配付することで、教職員の特別支援教育や障害に対する理解推進、指導力の維持・向上に努めていきます。

さらに、県総合教育センターとの連携により、県内全ての学校を対象とした特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

〔③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画のさらなる活用推進〕

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の更なる活用を目指します。また、合理的配慮の申出のあった通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画の活用率も100%を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援をより充実させるとともに、合理的配慮を含む支援が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていきます。

〔④ 分かる授業づくりの推進〕

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にした授業の展開に努めるとともに、学習指導案に困難さに応じた手立てを具体的に明記することを推進します。また、これらのノウハウを活用し、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒に分かる授業づくりに努めていきます。

〔⑤ 合意形成に向けた建設的な対話〕

本人及び保護者が、容易に合理的配慮の申出ができるように、県教育委員会及び市町村教育委員会、各学校は積極的に様々な合理的配慮に関する情報の発信に努めていきます。また、本人及び保護者の意思を最大限尊重し、合意形成に向けて協議を行うとともに、実施に当たって均衡を失した又は過度の負担であると判断した場合は、代替案を示すなど建設的な対話に努めていきます。

〔⑥ 定期的な合理的配慮の見直し〕

学期末や年度末など、定期的に合理的配慮の見直しを実施し、その時点で最も適切な合理的配慮の提供に努めていきます。また、個別の教育支援計画等に合理的配慮の状況を記載し、進級や進学等の際に、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎを行い、切れ目ない支援の充実を図っていきます。

【主な施策7】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

障害のある幼児児童生徒の教育について高い専門性のある外部人材の配置及び活用を通して、各学校における特別支援教育の指導・支援体制の充実、教職員の指導力向上を図るとともに、学校を支える外部人材の配置を推進し、各学校の指導・運営体制の強化を図っていきます。

また、地域の教育資源を積極的に活用し、学校運営や学習指導、生活指導の充実を図るとともに、特別支援教育の理解啓発を図っていきます。

県教育委員会では、特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チームを配置し、小・中学校等の要請に応じた派遣を通して、各学校における特別支援教育体制整備、教職員の幼児児童生徒理解及び指導力向上を図ってきました。

また、歯科医師や理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士等の外部人材を特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教職員の専門性向上を図ってきました。

市町村教育委員会では、障害のある幼児児童生徒の幼稚園や学校等での充実した生活のため、学习上又は生活上の支援を行う特別支援教育支援員の配置に積極的に取り組んできました。県教育委員会においても、高等学校に在籍する障害のある生徒に対する特別支援教育支援員の配置に取り組んできました。

公民館や図書館など公的機関を積極的に活用するとともに、地域の様々な職種の方

や技術を持っている方の活用を推進しました。

引き続き、専門性のある外部人材の活用を推進し、指導・支援の充実及び教職員の専門性向上に努めるとともに、優れた知識、技術・技能を持つ地域の人材や機関を活用し、学習指導、生活指導の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がある人材の活用〕

特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がある人を特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チーム委員として配置し、各学校等の要請に応じた派遣を通して、幼稚園、小・中学校等における特別支援教育支援体制及び教職員の指導力向上を図っていきます。

〔② 学校教育法施行規則に規定された職員の活用〕

学校教育法施行規則に位置付けられている特別支援教育支援員や情報通信技術支援員、教員業務支援員、医療的ケア看護職員等の配置を検討し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、小・中学校等における指導・運営体制の強化を図っていきます。

〔③ 特別支援学校の関係者に相談や助言を行う人材の配置〕

特別支援学校の幼児児童生徒・保護者・教職員へ適切な相談や専門的な助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、現在 100 名を超えている特別支援学校の医療的ケア看護職員全員を総括・指導する役割を担う看護師の配置を検討していきます。

〔④ 特別支援学校に対する技術・技能を有する人材の活用〕

特別支援学校において、歯科医師や理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士等の外部人材を活用し、優れた知識や技術・技能にもとづいた指導助言を受けることで、教職員の専門性向上を図っていきます。

〔⑤ 地域の公民館や図書館などの公的機関や人材の積極的な活用〕

公民館や図書館など地域の公的機関を学習指導や生活指導に積極的に活用するとともに、地域の様々な職種、優れた知識や技術・技能を持っている方を講師として活用し、学校運営や学習指導、生活指導の充実を図っていきます。

【主な施策 8】 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、高度な医療的ケアに対応し、安全で確実な医療的ケアの実施ができるよう、教員及び医療的ケア看護職員への研修の充実に努めていきます。

また、医療的ケア児支援法の成立に伴い、小・中・高等学校等の全ての学校に在籍する医療的ケア児受け入れに必要な体制整備を行っていきます。

県立特別支援学校では、安全で確実な医療的ケアを実施できるようにするため、医療的ケア看護職員及び医療的ケア児を担当する教員に対して、医療的ケア指導医から直接、基本的な知識・技術及び支援の方法を学ぶ研修会を実施しています。また、県総合教育センターでは、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に関わる教員に対して障害児理解等の研修会を実施するなど、教員の専門性の維持向上に努めてきました。

今後は、令和3年9月施行の「医療的ケア児支援法」において、国や地方公共団体、学校設置者等に責務が課されたことを受け、教員及び医療的ケア看護職員等の専門性向上のための研修、並びに地域の小・中学校等への支援を行い、医療的ケア児に対する実施体制の構築及び充実に努めていきます。

【具体的な取組】

〔① 医療的ケア看護職員等の校外行事への同行〕

県立学校においても引き続き、学校からの申請により、修学旅行及び校外学習に、医療的ケアが必要な児童生徒が安全に修学旅行等に参加できるよう、医師及び看護師、特別支援教育支援員等が同行できる体制の充実を目指し、同行する医師等の派遣先医療機関の確保に努めていきます。

〔② 医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討〕

医療的ケア児が安心・安全に登校できるよう、送迎にかかる保護者の負担軽減も踏まえ、福祉タクシーやスクールバス等の利用、医療的ケア看護職員の配置等について他県の状況を研究し、医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けて、具体的に検討していきます。

〔③ 医療的ケア看護職員の認知向上〕

医療的ケア看護職員の認知向上を目指すため、学校における医療的ケアや医療的ケア看護職員の意義や役割等について、医療、福祉、労働、教育等の関係機関に広く周知を図っていきます。

〔④ 医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上〕

学校に勤務する全ての医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上を目指した研修体系の構築を図るとともに、研修協力病院の拡充を図っていきます。

〔⑤ 医療的ケア児の理解促進及び医療的ケア実施体制の構築〕

医療的ケア児への理解を更に深めるため、小・中学校等の教員への研修等を実施します。

また、各地区における市町村教育委員会を含めた医療的ケアネットワーク、並びに地区代表が集まったの総括ネットワーク会議を活用し、小・中学校等におけるニーズと課題を踏まえた医療的ケアの実施体制を構築します。また、医療的ケアについて知識を有する専門家チームの配置を検討し、各学校の要請に応じて派遣することで、校内体制の構築を推進していきます。

II 特別支援学校の整備と機能の充実

令和3年1月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が出され、障害のある子供の学びの場の整備や連携の強化など、新しい時代の特別支援教育の在り方が示されました。これを受け、文部科学省は、令和3年9月、特別支援学校の教育環境改善を目指した、「特別支援学校設置基準」（以下、「設置基準」という）を公布しました。これは、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定されています。既存の学校については、「当分の間、なお従前の例によることができる」とされていますが、児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消に向けた対応に加え、今後は、過密状況の解消のための合同使用教室や普通教室に転用した特別教室の再整備など、教育環境改善に向けた対応が必要です。

特別支援学校の機能の充実については、平成18年の学校教育法の改正が行われ、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが、明確に位置付けられました。

これまで、本県の特別支援学校においても、障害のある幼児児童生徒に対する教育相談、地域の学校の要請に応じた教育相談や研修会、医療や福祉、労働、教育機関からの要請による研修会や会議、特別支援学校卒業生や一般の方への施設設備の提供などに協力するなど、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすべく努めてきました。令和2年度における相談等の対応件数は、合わせて9,000件近くになります。また、同年度、市町村の関係機関等との会議に特別支援学校教職員が参加した会議の回数は1,495回、特別支援教育理解啓発のため、地域の小・中学校等に研修会開催の周知を図った件数は289件でした。

本県では、障害のある幼児児童生徒が、居住地により近い所で専門性の高い教育が受けられるよう、教育機能や支援機能を充実させた総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開にも努めてきました。複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校は、平成28年度は6校でしたが、令和3年度は8校となりました。

一方、支援機能にあたる通級による指導については、平成13年度に、千葉聾学校が小・中学校の児童生徒に対して通級による指導（難聴）を開始して以降、弱視、難聴及び言語障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の障害種について、特別支援学校における通級による指導を実施してきました。令和3年度は、弱視に対する通級による指導を6校、難聴に対して6校、肢体不自由に対して12校、病弱に対して8校、延べ32校で特別支援学校における通級による指導を実施しています。

特別支援学校では、その他にも障害の状態に応じて様々な教育を展開しています。障害により学校への通学が困難な児童生徒に対して、家庭や病院、施設への訪問教育を実施してきました。令和3年5月1日現在、県立特別支援学校23校が81名の児童生徒に対して訪問教育を実施しています。

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールについては、令和元年度から飯高

特別支援学校が、令和2年度から特別支援学校流山高等学園で取組を進め、地域社会との連携及び協働に取り組んできました。

今後も、過密の状況や通学の利便性向上等を踏まえた特別支援学校の計画的な整備、障害特性に応じた施設や環境の計画的な整備に努めるとともに、複数の障害種に対応する教育機能や小・中学校に対する通級による指導の実施、教育相談や研修会の実施など特別支援学校が有する支援機能の充実を図っていきます。また、コミュニティ・スクールの取組を通して、地域社会との連携と協働を推進していきます。

さらに、これからの時代を見据え、新たな教育活動や特色ある特別支援学校づくりを推進します。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
県立特別支援学校教職員が、福祉、保健医療、労働などの関係機関等との連絡・調整会議に参加した回数	1,495回	増加を目指します	増加を目指します
県立特別支援学校教職員が、特別支援教育の理解啓発のために地域に働きかけた研修会等の回数	289回	増加を目指します	増加を目指します
県立特別支援学校におけるコミュニティ・スクール校数	2校	18校	全ての特別支援学校

【主な施策1】 特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「第3次県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

特別支援学校に対する評価、期待の高まり、多様性を認め合う認識の深まりなどにより、知的障害特別支援学校を中心に特別支援学校の児童生徒数が急激に増加しています。そのことにより、教室不足や施設の狭隘化の過密状況が続いています。

この過密状況を解消するため、これまで、「第2次特別支援教育推進基本計画」の具体計画である「第2次県立特別支援学校整備計画」に基づき対応を進めてきました。今後も過密状況が見込まれることから、具体計画として策定する「第3次県立特別支援学校整備計画（以下、「第3次整備計画」という。）」に基づき、引き続き特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に対応を進めていきます。

【具体的な取組】

〔① 県立特別支援学校の計画的な整備〕

千葉・葛南地域、東葛飾地域、北総地域及び南房総地域（東京湾アクアライン着岸地域周辺）の、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、「第3次整備計画」に基づき、特別支援学校の新設を含めた整備を行い、計画的に対応を進めていきます。

〔② 学校施設の防災機能の強化〕

大規模災害・事故における事前の備え、初動対応、情報共有の充実を図っていきます。また、学校ごとに備えるべき機能等を明確化し、移転等を含めた対応を検討し、学校施設の防災機能の強化に努めていきます。

【主な施策2】 障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある幼児児童生徒等が、その能力や可能性を最大限に発揮し、自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害の特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めていきます。

令和3年9月に公布された設置基準の趣旨に鑑み、今後は、過密状況の解消のための合同使用教室や普通教室に転用した特別教室の再整備など、教育環境改善に向けた対応も必要です。

各学校の幼児児童生徒数や教室の使用状況等を把握し、必要に応じて施設及び設備の整備に向けた対応を学校ごとに検討していきます。

【具体的な取組】

〔① 設置基準への対応等〕

過密状況の解消のために第3次整備計画で位置付ける整備は、設置基準を満たすことを前提として進めます。また、設置基準策定以前に設置されている県立特別支援学校の施設設備の整備については、設置基準の趣旨及び規定を踏まえ、過密状況解消への対応と併せ、学校ごとの状況に応じて個別に対応を検討し、教育環境の向上に努めていきます。

〔② 障害特性に配慮した施設設備の整備〕

障害特性に配慮した施設設備の整備に当たっては、障害に適応した教育を実施するために必要となる設備について十分検討を行い、適切な学習環境の整備に向けた対応に努めていきます。

〔③ スクールバスの増車等の対応〕

スクールバスについては、座席不足により乗車を待機することがないように、各県立特別支援学校のスクールバス運行状況等を把握するとともに、必要に応じて、スクールバスの増車等を検討していきます。

なお、医療上常時特別な配慮を必要とする児童生徒のスクールバス乗車については、安全面や看護師の確保等の課題があることから、各都道府県の先進的な取組を参考に、通学支援の在り方を研究していきます。

また、「県立特別支援学校スクールバス配置方針」の策定に向け、障害特性に配慮したスクールバスの適正配置や乗車人数の検討、必要対応席の確保等を考慮しながら、児童生徒の安全を第一に考えたスクールバスの運行ができるよう検討していきます。

【主な施策3】 特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実

複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校の展開・充実に努めるとともに、教育相談や特別支援学校における通級による指導の実施など、地域の特別支援教育のセンターとして、支援機能の一層の充実に努めていきます。

これまで、障害のある幼児児童生徒が、より居住地に近い所で専門性の高い教育や必要な支援を受けることができるよう、複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校の展開・充実に努めてきました。

また、特別支援教育に関するセンターとして、当該地域からの教育相談の対応や支援ネットワークの構築、地域の学校の教職員に対する研修会講師、会議委員としての指導助言、通級による指導の実施など、高い専門性を生かし、要請に応じて小・中学校等を積極的に支援してきました。

今後も、特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数が増加している現状を踏まえ、地域の学校や関係機関と連携しながら、専門性を生かしたセンター的機能の充実に努めていきます。

【具体的な取組】

〔① 総合的な教育機能を有する特別支援学校における教育機能の充実〕

これまで、地域の特別支援教育の拠点として展開を図ってきた総合的な教育機能を有する特別支援学校については、今後も各校が有する教育機能に応じた職員の配置、他の特別支援学校での実地研修や国立特別支援教育総合研究所での研修への参加等により、専門性の維持・向上を図っていきます。

〔② 総合的な教育機能を有する特別支援学校における支援機能の充実〕

引き続き、特別支援学校がその専門性を生かし、地域の小・中学校に在籍する弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒に対して、必要に応じて通級による指導を実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の提供に努めます。また、市町村教育委員会に対し、通級による指導の情報提供をするなどして、市町村における体制整備の支援に努めていきます。

〔③ 特別支援学校と高等学校の連携の強化〕

特別支援学校と高等学校との情報交換や研修の場の充実を図るなど連携を強化し、障害の理解や個々の教育的ニーズに応じた指導の在り方、通級による指導の在り方等について助言・援助を行い、高等学校における特別支援教育をサポートしていきます。

〔④ 特別支援学校が有する実践事例や研修機会等の提供〕

特別支援学校による小・中学校等への広報・啓発活動の一層の充実を図っていきます。

特別支援学校が開催する研修会や研究会を、積極的に地域の学校、関係機関に公開したり、実践事例など特別支援教育推進に関する情報を発信したりするなどし、地域の学校の教職員や関係機関の職員に研修の機会を提供します。

〔⑤ 特別支援学校と市町村との連携〕

引き続き、市町村教育委員会や市町村の福祉・療育等の部署との連携のもと、障害のある幼児児童生徒についての教育相談、地域の学校や関係機関からの要請に応じた研修会への講師派遣、関係会議への参加等、地域における特別支援教育の推進、充実に努めていきます。

〔⑥ 特別支援学校を中心としたネットワークの活用及び充実〕

これまで特別支援学校を中心に構築した障害種のネットワークを効果的に活用し、小・中学校等と情報交換したり、課題への対応を協議したりするなどして、小・中学校等における障害のある幼児児童生徒の担当教員の専門性向上、教育の質の向上を図っていきます。また、必要に応じてネットワークの見直しや新たなネットワークの構築を図っていきます。

〔⑦ 病院に入院している児童生徒の学習保障〕

県内各地にある病院に入院している児童生徒の学習保障に資するよう、ICTを活用し、県内どの病院にいても学習を継続することができるシステムを、小・中学校等と連携を図りながら進めていきます。

【主な施策4】 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

一人一人の幼児児童生徒が、変化の激しい予測困難な時代の中で必要となる資質・能力を育むとともに、自分のよさや可能性を認識しながら持てる力を高め、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開いていくことができるように、時代に応じた新たな教育活動や、個別最適な学びを進める特色ある学校の在り方を検討していきます。

未来を担う幼児児童生徒の成長を支えていけるように、学校と家庭、地域社会が目標を共有し、互いに連携・協働する体制づくりを進めていきます。各校が、地域の協力を得て、特色ある学校づくりを進めていくなど、今後、児童生徒がでより豊かな人生を切り拓いていけるよう、時代に応じた教育活動の在り方を検討していきます。

【具体的な取組】

〔① 個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方の検討〕

変化の激しい予測困難な時代で必要となる資質・能力を育み、一人一人の幼児児童生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように、新たな教育活動や、個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方を検討していく検討委員会を立ち上げます。

*持続可能な社会…地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

〔② 専門学科、普通科職業コースの在り方の検討〕

これまで、知的障害特別支援学校の高等部では、職業教育を中心に行う専門学科や普通科職業コースを9か所設置するなど、卒業後の就労を目指した職業教育の充実を図ってきました。卒業生の9割以上が民間会社に就職するなど、障害のある生徒の職業自立を牽引してきましたが、現在、定員未充足の学科やコースが出てくるなど、新たな課題が出てきています。今後、教育内容を含め、ニーズに応じた在り方を検討していきます。

〔③ 寄宿舎の新たな活用方法の在り方についての研究〕

特別支援学校卒業後の将来を見据えて、児童生徒が自立し社会参画できるようになることを目指し、(仮称)寄宿舎の在り方検討委員会を開催し、これまでの機能に加えて、生活訓練を行うための短期入舎など、寄宿舎の新たな活用方法の在り方について研究していきます。

〔④ 地域の実情に応じた学校運営と体制づくり〕

地域の実情に応じた学校運営と体制づくりを目指し、学校と家庭、地域社会が目標を共有し、互いに連携・協働しながら幼児児童生徒の資質・能力と全人的な成長を支える「地域とともにある学校づくり」を行うため、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動との一体的な体制づくりを促進していきます。

Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上

いまや日々の学習や生活のあらゆる場面にICTが浸透し、当たり前のように利活用されています。障害のある幼児児童生徒もスマートフォンやパソコンに触れる機会が増え、中には巧みに使いこなしている幼児児童生徒もいます。さらに、これからSociety5.0時代が到来すると言われています。そのSociety5.0社会においては、今まで以上に人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT(Internet of Things)、ロボット等といった最先端技術が医療、教育、経済、福祉などのあらゆる分野に取り入れられていきます。今ある職業がAIにとってかわっているかもしれません。一方、移動支援AIロボットにより肢体不自由のある人が好きな場所に介助なしで行けるようになっているかもしれません。これらは、障害による様々な困難を改善し、障害のある人の生活の在り方をも変えるとともに、QOLを大きく向上させるでしょう。

障害のある幼児児童生徒が、個々の障害の状態等に応じてICTを正しく使いこなし、自分らしい生き方をしていけるようにするためには、特別支援教育においてもICTの利活用による教育の質の向上が求められます。その際、大切なことはICTを利活用することが目的ではなく、何のためにICTを利活用するのかを明確にしておくことです。特別支援教育におけるICT利活用には次の二つの視点があります。

【視点1】

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために、ICTを利活用する視点です。これは、教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障害の有無や学校種を超えた共通の視点となります。

【視点2】

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICTを利活用する視点です。これは、自立活動の視点となります。各教科及び自立活動の授業において、個々の実態等に応じて実施します。

本計画では、「GIGA スクール構想」を踏まえ、必要なICT環境を整えるとともに、二つの視点を基に目的を明確した上で、ICTを適切に利活用した学習活動の充実を図ることで、個別最適化された学びを実現し、教育の質の向上及び障害者の社会参画を促進していきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
県立特別支援学校において児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合	73.7%	90%	100%
校務支援システムを導入した県立特別支援学校の割合 (中間で達成することを目標とする)	— %	100%	100%

【主な施策1】 個別最適化した学びを実現するためのICT活用による指導の充実

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、幼児児童生徒が最大限の力を発揮できるよう、ICTを利活用して学ぶ場면을効果的に授業に取り入れます。

また、特別な支援が必要な幼児児童生徒の学習機会の確保や、災害や感染症等による学校の臨時休業など緊急時においても学びを保証する取組として、オンライン学習システムを推進します。

これまで、病弱特別支援学校をはじめ、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のいずれの特別支援学校においても、ICTの活用により、指導の充実に取り組んできました。また、県の研究指定事業において、ICT機器を活用した授業実践をテーマにして取り組む学校を指定し、研究成果を発信するなど、ICTを利活用した教育の充実を図っています。

引き続き、ICTを利活用して学ぶ学習を効果的に取り入れ、主体的・対話的で深い学びを実現することで、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことができるよう、個に応じた指導の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① ICTの利活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現〕

幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じてデジタル教科書等の教材や、ICT機器を利活用することで、学習意欲や興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するようにします。また、教員を対象としたICT利活用のための手引きを作成し、指導力の向上を図っていきます。

〔② Web会議システムを活用した遠隔教育の推進〕

学校間や外部の多様な人々とつながる授業を行ったり、病気療養中の幼児児童生徒が学習を継続できるようにするなど、特別支援学校が小・中学校等と連携を図りながらWeb会議システムを活用した遠隔教育を推進していきます。

〔③ ICTを利活用した学習活動の充実〕

ICTを活用した各教科の学習や、自立活動、職業教育など、学習活動に関する研究や実践を行い、ICTの効果的な利活用について検証します。効果的な取組については、実践事例集を作成して発信し広く共有することで、各学校におけるICTを利活用した学習活動の充実を図っていきます。

【主な施策2】 ICT環境の整備

学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を目指し、学習活動において積極的にICTを活用できるように、教育用コンピュータ及びタブレット端末や、通信環境の整備・更新を進めます。

また、校務支援システムを導入するなどのICT化を図ることで、学校における校務の負担軽減を図り、教員の幼児児童生徒に向き合う時間を確保します。

特別支援学校では、幼児児童生徒の情報活用能力を高めるため、タブレット端末等の教育用コンピュータや、無線LAN等の情報通信環境の整備を計画的に実施するなど、学校におけるICT環境の整備を進めてきました。

また、障害の状態に応じてICT機器を活用して学びを深めることができるように、視線入力装置など、障害による困難を改善するための機器の整備も進めています。今後も、各学校において、ICT機器や情報通信環境などを積極的に活用した学習活動の充実を図るために、学校におけるICT環境の整備を進めていきます。

*視線入力装置…目の動きだけでコンピュータの操作を可能にする装置。

【具体的な取組】

〔① 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新〕

幼児児童生徒に情報活用能力を育てていくことができるよう、教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新を進めます。環境をしっかりと整えることが、ICTを適切に利活用した学習活動の充実につながります。

〔② 障害の状態に応じた支援機器の整備〕

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、児童生徒一人一人の学習指導の効果を高めるため、障害の状態に応じた支援機器の整備を進めていきます。

また、児童生徒の障害や特性等に応じたICTの日常的な利活用促進のため、ICT支援員等の配置を検討していきます。

〔③ 教職員のICT活用指導力の向上〕

障害に応じたICTの積極的な活用と、授業におけるICT利活用を進め、情報モラルの育成や「わかる授業」を実現するために、校内の情報教育を推進する教員や、外部人材を活用した校内研修を行うことで、教職員のICT活用指導力の向上を図っていきます。

〔④ ICT活用指導力の向上を図るための研修・講座の受講促進〕

特別支援学校等の教員のICT活用指導力の向上を図るために、国立特別支援教育総合研究所や県総合教育センターの研修・講座の受講やコンテンツの積極的な活用を促進していきます。

〔⑤ 校務の効率化〕

校務の効率化、負担軽減を図るため、個別の教育支援計画等の作成や事務的作業、成績処理に関する作業をサーバー上で一括して処理できる機能や、掲示板機能、教材等の共有機能を持つ校務支援システムの導入を検討していきます。これらの業務改善により、幼児児童生徒と向き合うことができる時間の確保に努めます。また、関連施設等の引継ぎに当たっては、万全なセキュリティのもと、必要となる個人情報等を共有するなど、効率的・効果的に進めていきます。

【主な施策3】 ICTを活用した関係機関との連携

幼児児童生徒の学習や生活における支援のためには、家庭、医療、福祉等の関係機関との連携が必要不可欠です。ICTを活用してのオンラインによる会議等で、より多くの関係機関からの助言等を得ることで、幼児児童生徒へのよりよい支援へつなげます。

学校関係者に加え、外部の専門家が参画するケース会議は、幼児児童生徒の支援のみならず、保護者との連携等にも有効であり、今後も必要です。しかし、時間や場所の制約のために専門家が集まらない、開催するまでに時間を要する等の課題がありました。そこで、時間や距離の制約を受けにくいICTを活用することで、より多くの専門家との連携を図り、幼児児童生徒への個別最適な支援へとつなげていきます。

【具体的な取組】

〔① ICTを活用した関係機関とのネットワーク構築〕

幼児児童生徒の実態把握・情報共有、引継ぎ等を、ICTを活用して、医療や福祉、労働等の関係機関が一体となって行う体制づくりを進めていきます。

例えば、オンラインで個別の教育支援計画や個別の指導計画を保護者、学校、医師、福祉、放課後等デイサービス等の関係者で検討し合い、作成していくことが挙げられます。また、卒業後の進学先、就労先への引継ぎに際して、オンラインでつなぐことで、個別の教育支援計画（移行支援計画）や個別の指導計画の活用を確実にしていくこと可能となります。よりよい関係機関とのネットワークの構築の在り方についても研究を進めていきます。

〔② 各家庭に対するICTの活用推進〕

ICTの活用は、日常生活の場においても、生活を豊かにするために必要不可欠なものになっていることから、各家庭に対して、幼児児童生徒が自分に合ったICTの活用ができるよう適切な情報の発信を行っていきます。

また、長期休業中や臨時休校において、家庭からのオンライン相談等を受けることにより、保護者支援につなげていきます。

〔③ ICTを活用したケース会議や授業研究会の実施〕

小・中学校等や特別支援学校、教育委員会等によるICTを活用したケース会議や授業研究会を実施し、効果的なICTの活用に努めます。各学校間での情報共有や研修の充実につなげていきます。

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

本県の特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対し、将来の自立と社会参加を見据え、適切な指導及び必要な支援の充実に努めるとともに、卒業後の生活が豊かなものになるよう、地域の福祉や医療、労働関係機関等と連携しながら支援の充実に努めています。

また、特別支援学校高等部の入学者の増加に伴い、職業教育を中心に行う専門学科や普通科職業コースを設置するなど、職業自立による社会への参画を目指した教育を進めるなど、一人一人の障害の状態や能力・特性に応じた教育を進めてきました。

今後、変化の激しい予測困難な時代に向けて、幼児児童生徒自身が学校で学ぶことと社会との接続をより意識できるようにすることで、卒業後の社会参画に向けて必要となる資質・能力を育てていきます。

また、在学中に早期から多様なコミュニケーションの機会と自己肯定感を高める経験等を積み重ねるなど、幼児や小学部段階からの系統的なキャリア教育をより一層進めることで、一人一人のキャリア形成を支援し、卒業後の豊かな生活に向けた教育活動を充実していきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校卒業生における1年後の就労定着率	91.6%	増加を目指します	増加を目指します
障害者も参加できる講座が実施されている公民館の割合	22.7% (66/291館)	43.2% (126/291館)	60.4% (176/291館)

※就労定着率の令和2年度は、令和元年度卒業生の数値

【主な施策1】 自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実

幼児児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

県内の特別支援学校では、幼稚部や小学部段階からのキャリア教育の全体計画を作成し、組織的・系統的なキャリア教育を進めてきました。また、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導及び職業教育の充実に努めてきました。今後も、幼児児童生徒が主体的に社会に参画し、社会の中での自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことができるように、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実に努め、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたキャリア発達を支援していきます。

【具体的な取組】

〔① 系統的なキャリア教育の推進〕

地域の関係機関との連携等による早期からのキャリア教育、及び幼稚部や小学部段階から高等部段階までの系統的なキャリア教育を進めるとともに、教育課程や教育内容の見直しを図ることで、個々の発達段階を踏まえた進路指導及び職業教育の充実を図っていきます。

〔② キャリア・パスポートを活用した取組の推進〕

児童生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることで主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていけるように、小・中学校等と同様にキャリア・パスポートを活用した取組を推進していきます。

＊キャリア・パスポート…学びのプロセスを児童生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができるポートフォリオのこと

〔③ 進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上〕

児童生徒が障害の状態等について自己理解を進め、将来の生活を見通しつつ、自分らしく生きられる進路先を自己選択、自己決定できるよう、特別支援学校において、引き続き教員自身が企業の業務を体験する企業実習を充実させるなどして、進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上を図っていきます。

〔④ 職業教育を充実させるための委嘱講師の活用〕

特別支援学校における、職業教育の充実のため、職業指導委嘱講師を配置・活用しています。今後も、障害のある生徒が、豊かな体験活動を通して学ぶことで、社会的・職業的に自立した人間として成長していくことができるように、各特別支援学校の職業教育の特色に合わせて、様々な職種の専門家を委嘱講師として雇用し、職業に係る専門的知識・技能の向上を図っていきます。

＊職業委嘱講師…専門教科や作業学習など、職業に関する授業で活用している専門的な知識や技能を有する専門家の講師。

【主な施策2】 生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実

幼児児童生徒が持つ力や可能性を高め、自立し社会参加するため、学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進めます。特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関連機関との連携を深めるなど、一人一人のニーズに応じた卒業後の豊かな生活に向けた取組を推進します。

これまで、特別支援学校では、生徒の卒業後の豊かな生活に向け、障害者就業・生活支援センターをはじめとする労働や福祉、医療関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実に努めてきました。引き続き、教育と福祉などの関係機関が連携を深

められるよう、ネットワーク機能を充実させ、幼児児童生徒一人一人の自立や社会参加を支援していきます。

【具体的な取組】

〔① 労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築、情報共有の推進〕

現在構築しているネットワークを活用して就労を目指す生徒の職業教育の充実を図るとともに、障害が重度で重複している生徒の卒業後の生活支援や福祉的就労に向けた進路を支えるネットワークも構築します。引き続き、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築と情報の共有を一層進め連携を強化していきます。

〔② 社会参加・職業的自立に向けたキャリア教育の推進〕

生徒が学校での学習の意味を将来の就労先で必要となる働く力との関係において理解できるようにします。その際、企業等と連携して取り組んでいる清掃検定、パソコン入力検定、接客サービス検定の取組を小学部段階から取り入れ、系統的なキャリア教育に結び付けるなど一層の充実を図っていきます。また、各特別支援学校の検定に関する授業実践の好事例を「特別支援学校授業力向上実践事例集」として作成、活用を図り、教員の授業力向上及び社会参加・職業自立に向けたキャリア教育の推進を図っていきます。

〔③ 卒業後の支援の移行システム構築〕

卒業後の進路先への定着と生活の安定に向け、福祉や就労の関係機関、関係者間で、サービス計画や個別の教育支援計画、移行支援計画等が共有・活用されるよう、卒業後の支援を支える移行システムを検討していきます。

【主な施策3】 千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組

障害のある人の雇用促進のため、県立学校等を拠点として近隣の県立学校等を巡回して清掃業務や環境整備を行うクリーンメイトセンターでの雇用、パートナーズオフィスでの雇用、及び職員のサポート相談等を実施し、障害のある人の雇用と安定して働き続けることができるサポート体制の構築を進めます。

これまで、特別支援学校の卒業生等を県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能員や調理補助員等の業務に係る嘱託職員として雇用してきました。また、千葉県障害者就業・生活支援センター等に協力を依頼し、生徒の障害の状況に適した職業・仕事内容を選ぶための助言を受けて、職場への定着を図り、安定して働き続けることができるようにしてきました。今後も、障害のある人の雇用を促進するとともに、働き続けることができるように、相談体制を充実していきます。

【具体的な取組】

〔① 県教育委員会における障害者雇用拡大に向けた取組〕

県教育委員会では、障害者雇用促進のため、新たな職域として、本庁各課の資料整理などを集約して行うパートナーズオフィス、県立学校の清掃や美化活動を行うクリーンメイトセンターを開設し、雇用の拡大に努めていきます。

〔② 県教育委員会内の相談体制の構築〕

県教育委員会内に就労に関する相談窓口を設置し、障害のある職員が遠慮なく相談し、安定して働き続けることができるように、職業相談員やジョブコーチの有資格者の配置など、内容等に応じた多様な相談業務が行える体制の構築を図っていきます。

【主な施策4】 生涯にわたる多様な学びの機会の充実

社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の県内各地への普及促進に取り組みます。

これまでも、障害のある人が、生涯を通じて、教育や文化、スポーツなどの機会に親しむことができるよう、在学中から休日の過ごし方等を考える学習を行うとともに、さわやかちば県民プラザや県立図書館などにおいて、生涯学習に関する講座や研修会等を開催し、障害のある方への学びの場と機会の提供を進めてきました。引き続き、幼児児童生徒の生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後の家庭生活や社会生活がより豊かになるよう、生涯にわたって学び続けることができる場と機会の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 在学中からの生涯学習の意欲を高めるための取組〕

障害のある人が、卒業後も様々な活動に参加できるよう、在学中からパラスポーツや読書活動を推進するなど、将来を見据えた教育活動の充実を図り、生涯学習への意欲を高めることができるようにします。

〔② 社会教育施設における学びの場と機会の充実〕

さわやかちば県民プラザでは、地域の公民館等の社会教育施設において、障害の有無にかかわらず共に学ぶことができるよう、生涯学習講座の開講を支援し、障害のある人の学びの場と機会の充実を図っていきます。

〔③ 卒業後に地域で交流を進めるための相談窓口の整備〕

障害のある生徒が、卒業後に地域での学びや交流を深めていくことができるよう、必要な関係機関とのネットワークを広げ、障害者の学びに関する相談窓口の体制整備を進めていきます。

〔④ 卒業後に豊かな生活を送るための読書バリアフリー推進〕

障害のある生徒が、卒業後も豊かな生活を送れるよう、県立図書館及び千葉点字図書館で読書活動を行う機会の充実を図るとともに、情報の提供を行い、読書バリアフリーを推進していきます。

【主な施策5】 障害に対する理解の普及啓発

障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を今後も進めていきます。

これまで、障害の理解については、様々な場所や機会を通して普及啓発を行ってきたところです。今後も障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場、学校などで共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指して、障害に対する理解の普及啓発を進めます。

【具体的な取組】

〔① 地域の方々と障害のある人の交流促進〕

さわやかちば県民プラザにおいて、特別支援学校の紹介展示や販売会等を開催し、地域の方々と障害のある人との交流を促進し、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

〔② メールマガジンの発行による障害に対する理解の普及啓発〕

特別支援教育課が発行するメールマガジンを通して、障害の有無にかかわらず、共に学び、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指す千葉県の取組について積極的に情報を発信し、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

〔③ スポーツ・文化芸術活動を通じた交流による理解の普及啓発〕

特別支援学校によるスポーツ用具の貸出や出前授業、パラスポーツを通じた交流及び共同学習、特別支援学校主催の地域と協働した学びの場づくり、スポーツ・文化芸術活動を通じた交流などを推進するプロジェクトを展開し、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

これまで、県教育委員会では、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して、より専門的で、適切な指導及び必要な支援を行えるように、研修の充実を図ってきました。各学校の特別支援教育推進の要となる特別支援教育コーディネーターに対する研修の実施、県総合教育センターによる希望研修の充実、管理職や初任者等を対象とした研修の実施、特別支援学校が主催する研修会の実施など様々な研修を実施するとともに、学校種や障害種に応じた指導資料やコンテンツの作成・配付などにより、全ての学校の教員、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員、特別支援学校の教員に求められる専門性の向上を図ってきました。

また、特別支援学校教諭免許状取得に向けた取組を推進するとともに、各学校の要請に応じた特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チーム委員の派遣、各教育事務所の特別支援教育担当指導主事等の学校訪問等による具体的な指導・助言などを通して、障害の理解や指導の在り方の理解推進など、教員の専門性の向上、校内支援体制の充実に努めてきました。

さらに、小・中学校等との人事交流により、教員の特別支援教育の理解推進を図りつつ、各学校における特別支援教育の中心的な人材の育成に努めてきました。

引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上、各種研修等の充実に努め、全ての教職員の障害や特別支援教育の理解推進、専門性の向上を図るとともに、短期人事交流の促進を通して、各学校におけるこれからの特別支援教育を担う人材の育成に努めていきます。

そして、本計画から、各学校や各地域で特別支援教育の中核となる教員の育成を図るとともに、校長のリーダーシップの下、学校全体で特別支援教育を推進している学校を表彰し、学校経営の充実を図ることとしました。こうした取組を通して、特別支援学校のみならず全ての学校の、通常の学級や特別支援学級担任、通級による指導の担任など全ての教員の障害や特別支援教育の理解推進、専門性の向上を図っていきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校の特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）の保有率	92.2% (全国平均84.9%)	93.4%	95.0%
小・中学校の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）保有率	37.9% (全国平均31.1%)	38.9%	60.0%
特別支援教育に関する小・中学校等の校内研修実施率	77.0%	95.0%	100%
小・中学校等における県教育委員会等による特別支援教育に関する研修を受講した学校数の割合	— %	100%	100%
小・中学校等の特別支援教育マイスター認定制度に係る研修受講修了者数（累計）	— 人	50名	100名

小・中学校等の管理職を対象とした特別支援教育に関する研修の実施回数	— 回	2 回	4 回
中核特別支援教育指導教員(仮称)の指名数(累計)	— 名	310名	410名
小・中学校等におけるインクルCOMPASS活用の割合	— %	50%	80%
小・中学校等における特別支援教育推進優良校数	—	累計50校	累計100校
小・中学校等における特別支援学校人事交流者の人数	16名	増加を目指します	増加を目指します
小・中学校等教職員の国立特別支援教育総合研究所等での研修への参加者数	—	年間2名	年間5名

【主な施策1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成

小・中学校の教員に対して特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講を促進し、特別支援教育の理解及び指導力の向上を図っていきます。

また、特別支援教育枠での教員の採用、大学等と連携しての学生ボランティアや教職インターンシップの受け入れなどにより、これからの特別支援教育を支える人材の確保、育成に努めていきます。

これまで、第2次計画においても特別支援学校教員だけでなく、小・中学校及び高等学校の教員に向けた特別支援学校教諭免許状取得を推進する取組を関係課と連携しながら進めてきました。

その結果、本県の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有者、特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有者の割合は、全国平均を上回っており、特別支援学校教員の免許状保有率は90%を超えています。一方、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有者については、平成28年度は特別支援学級担任のうち855名、令和2年度は1,034名が特別支援学校教諭免許状を保有しており、保有者数は増加しています。特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有者の割合は30パーセント台の水準にありますが、特別支援学級数の増加が著しく、特別支援学校教諭免許状の保有者数の増加が追い付いていない状況があります。

特別支援学校教員はもちろんのこと、特別支援学級担任についても、特別支援教育の専門性の観点から特別支援学校教諭免許状保有が望ましいことから、引き続き、特別支援学校教諭免許状を取得する教員の増加に向けた取組を推進していきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校の教員に対する免許状取得に向けた取組〕

特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒が専門的な教育を受けることができるようにするため、免許状のない教員に対し、免許状取得のための認定講習の優先受講を認めるとともに、3年以内に取得を目指すよう管理職からの働きかけなどにより認定講習の受講を促すなど、特別支援学校に勤務する全ての教員が特別支援学校教諭免許状を保有できるよう努めていきます。

〔② 小・中学校及び高等学校の教員に対する免許状取得に向けた取組〕

小・中学校及び高等学校の教員に対する特別支援学校教諭免許状取得に向けた取組を推進していきます。

特に、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員については、特別支援教育の専門性向上の観点から特別支援学校教諭免許状の保有が重要であり、免許状単位取得に向けた認定講習の優先受講、市町村教育委員会を通しての免許状取得の働きかけ、学校訪問や研修会等における免許状取得の働きかけを通して、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上に努めていきます。

〔③ 教員採用選考における特別支援教育に関心の高い人材の採用〕

教員採用選考において、「特別支援教育」の採用枠を設けていることについて周知を図り、特別支援教育を希望する人材の採用を行っています。また、採用後は、特別支援学校での勤務経験を経た後に、小・中学校及び高等学校への異動を可能とし、全ての学校種における特別支援教育の推進に努めていきます。

〔④ 特別支援学校における教職を目指す学生の積極的な受け入れ〕

大学と連携し、学生ボランティアや教職インターンシップ、介護等体験、医療系学生の体験研修を県内の特別支援学校等で積極的に受け入れ、教員を目指す学生が特別支援教育に関する内容を学んだり体験したりすることで、特別支援学校教諭免許状の取得を目指す学生の増加を目指していきます。

〔⑤ 教員基礎コースを設置する高等学校と特別支援学校の交流促進〕

将来教員を志す高校生が学ぶ教員基礎コースを設置する高校と、特別支援学校との交流を促進することで、早期から特別支援学校教諭免許状の取得も希望する学生の増加を目指していきます。

【主な施策2】 特別支援教育に関する研修の充実

校長を含む全ての教職員に対し、特別支援教育の意義はもとより、発達障害を含む障害の理解や指導に関する基礎的事項等についての研修の充実を図り、全ての教員、特別支援学級担任や通級による指導担当教員、特別支援学校教員、それぞれに求められる専門性の向上を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や、強度行動障害や精神疾患などの生活全般において困難を有する幼児児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や指導・支援の方法について理解を深め、特別支援教育に関する教員の資質向上を図っていきます。

これまでも、全ての校種で所属校単位での研修の実施、県総合教育センターにおける悉皆研修、推薦研修、希望研修の実施など、研修に参加する機会を増やすとともに、研修内容の充実を図ってきました。

今後は開講する講座の検討以外にも、研修ごとの系統性をより重視し、研修履歴を活用することによって意欲的に研修に参加する教員を増やすなど、教員が主体的に専門性の向上を目指す取組を推進し、特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援教育に関するコンテンツや資料の活用推進〕

県総合教育センターが作成している障害別基礎研修コンテンツや保育所用コンテンツ、幼稚園用コンテンツ、高等学校用コンテンツ、特別支援学級担任指導力向上パッケージ等や、県教育委員会で作成している「特別支援教育指導資料」「合理的配慮事例集」「自立活動動画及びその手引集」等について、市町村教育委員会や各学校に対して積極的に広報し、活用の推進を図っていきます。

また、特別支援教育の経験が少ない教員や、通常の学級の教員が、研修履歴システム（アストラ）を活用して、計画的に特別支援教育についての専門性向上を図れるようなシステムを構築していきます。

t

〔② 専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入〕

県総合教育センターや県発達障害者支援センターと連携し、小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員、通常の学級担任を対象に専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の創設を検討していきます。

これは、一定の基準を満たした研修受講者に特別支援教育マイスター認定証を授与するとともに、各種研修会での講師としてマイスターを活用し、一層の専門性向上を図るものです。

〔③ 国立特別支援教育総合研究所が主催する研修への参加促進〕

長期研修制度における特別支援教育分野に、小・中学校の教員からの研修生の一層の増加を目指します。

また、小・中学校及び高等学校の教員に対する特別支援教育の専門性の向上を図るために、国立特別支援教育総合研究所が主催する研修への参加を勧めます。

さらに、総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開に当たり、国立特別支援教育総合研究所が開催する研修会への参加、他の特別支援学校での実地研修（短期研修）を実施していきます。

〔④ 教育課題や教員のニーズに応じた研修の企画・実施〕

その時々の教育課題や教員のニーズに応じた研修を企画・実施するとともに、オンラインでの研修、体験型研修など研修場所や研修形態を工夫することにより、可能な限り負担が少なく効果的な研修の実施に努めていきます。

〔⑤ 県教育委員会が実施する研修講座の受講促進〕

県総合教育センターや県子どもと親のサポートセンターにおける研修講座（例えば、発達障害に関する教育研修、訪問相談担当教員研修、教育相談コーディネーター養成研修、実践研修等）の受講を推進し、障害に応じた適切な指導及び必要な支援はもとより、心理や教育相談等、児童生徒の指導に関する内容についての専門性の向上を図っていきます。

〔⑥ 悉皆研修における特別支援教育の内容充実〕

引き続き、県総合教育センターでの管理職や中堅層教員、初任者教員など階層別の悉皆研修に、特別支援教育、障害者施策や関係法令に関する内容等を取り入れ、全ての学校の教員に対しての特別支援教育の理解と指導力の向上を図っていきます。

〔⑦ 特別支援学級担任や通級による指導担当教員の自立活動に関する研修の充実〕

小・中学校及び高等学校の特別支援学級担任や通級による指導担当教員の自立活動に関する研修を充実させるために、言語聴覚士や理学療法士、作業療法士等を講師とした研修を推進していきます。

〔⑧ 障害種に応じた適切な指導及び必要な支援体制の構築〕

医療的ケア児、精神疾患のある幼児児童生徒、盲ろうなどについての理解を深める研修を実施し、適切な指導及び必要な支援ができるようにします。

〔⑨ 高等学校の教員に対する研修の充実〕

高等学校の特別支援教育コーディネーター研修の充実を図るとともに、生徒指導主事・進路指導主事等に対しても、関係の研修会や連絡協議会において特別支援教育に関する内容を取り入れ、高等学校における特別支援教育を充実させていきます。

〔⑩ 学校間を超えた教員の交流による専門性向上〕

学校間を越えて、小・中学校等と近隣の特別支援学校の教員同士が、研究会等を通して交流を行い、教員相互の専門性を高め合うとともに、お互いの指導力の向上を図っていきます。

〔⑪ 関係機関と共催で学び合う研修会の企画、実施〕

特別支援学校のセンター的機能の一つとして、関係団体と共催でともに学び合う機会となるような研修会を企画し、相互に研修を深める機会の充実を図っていきます。

また、医療や福祉、労働など関係機関と連携した研修の機会を設けたり、国立特別支援教育総合研究所の研修を活用したりすることにより、特別支援学校における各障害種別の専門的知識と経験を有する人材を育成します。

〔12〕 研修会における手話等の普及の促進と聴覚障害の理解推進〕

「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を踏まえ、研修会で手話等の普及の促進、聴覚障害に対する理解の促進を図っていきます。また、合理的配慮に関する内容も研修に取り入れ、共生社会の形成に向けた取組を推進していきます。

〔13〕 県教育委員会、市町村教育委員会の職員の専門性の向上〕

文部科学省や国立特別支援教育総合研究所、医療や福祉、労働等の関係機関の職員等を講師とする研修会を開催し、国の動向や最新の情報の把握に努めていきます。

また、特別支援教育担当指導主事が集まる指導主事会議において各地域の状況や課題についての情報交換や協議を実施し、県教育委員会及び市町村教育委員会、特別支援学校の職員の専門性向上を図っていきます。

【主な施策3】 学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用
本県で特別支援教育を推進していくには、次代を担う人材の育成を計画的に進め、高い専門性を有する教員を多数確保することが必要になることから、学校・地域において特別支援教育の中核となる教員を育成し、活用を図っていきます。

通級による指導や特別支援学級で指導を受けている児童生徒数は、著しく増加している状況です。さらに、教員の大量退職によって、特別支援教育の次代を担う人材の育成は喫緊の課題となっています。人材の育成に当たっては、指導的な立場の者が各地域（市町村又は市町村内の地区）に存在し、それぞれが有する専門性を伝達していくことが重要です。通常の学級においても、発達障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを踏まえ、通常の学級における特別支援教育の理解と指導力に優れた教員の発掘、その知識と経験を校内及び地域において共有していく仕組みづくりが必要です。

通常の学級や通級による指導、特別支援学級において中核となる人材を地域の実情を踏まえて育成し、これまでの特別支援教育推進の取組をしっかりと繋いでいきます。

【具体的な取組】

〔1〕 地域の核となる（仮称）エリアコーディネーターの指名〕

地域の核となる（仮称）エリアコーディネーターを県教育委員会が指名し、地域の連絡協議会などの運営や各校の特別支援教育コーディネーターへの助言援助を行うことで、地域における特別支援教育の充実を目指します。

〔②（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名、活用〕

（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名・活用を通して、地域において、経験の浅い特別支援学級担任や通級による指導担当教員の知識や理解を深め、指導力の向上を図るとともに、研修会の講師として活用するなどし、地域における特別支援教育の充実を図っていきます。

具体的には、市町村教育委員会と連携し、地域で中核的な役割を果たしている特別支援学級担任や通級による指導担当教員を、県教育委員会が（仮称）中核特別支援教育指導教員に指名します。この（仮称）中核特別支援教育指導教員は、地域において、経験が浅い担当教員の相談窓口を務めるとともに、特別の教育課程の編成の考え方、学習指導案の作成、実際の授業での指導の在り方等についての助言・援助を実施します。

また、通常の学級における特別支援教育の理解と指導力に優れた教員についても、（仮称）中核特別支援教育指導教員として指名し、その知識と経験を校内及び地域において共有していく仕組みづくりを推進していきます。

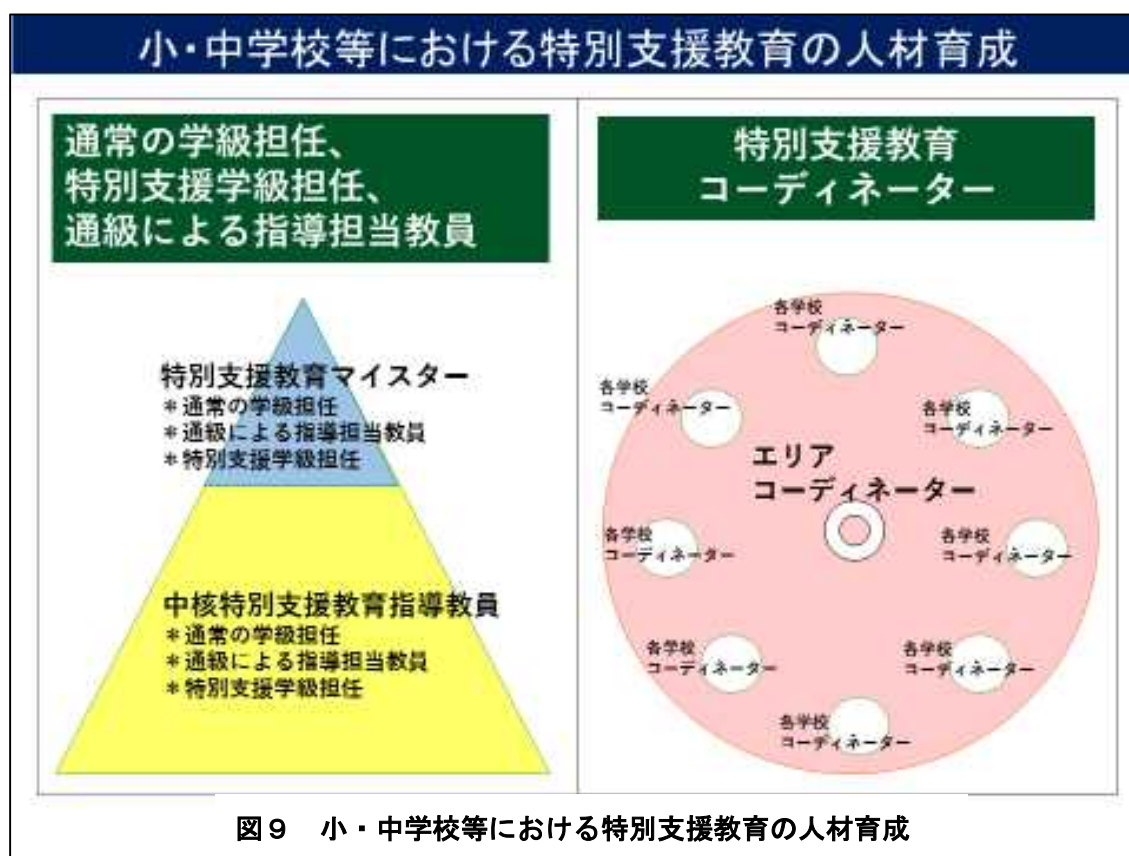


図9 小・中学校等における特別支援教育の人材育成

〔③ 地域で活躍している教員及び研究成果の広報〕

地域で活躍している特別支援学級担任、通級による指導担当教員、通常の学級担任の授業の様子や、国や県の研究指定校の研究内容や成果について、県教育委員会等のホームページなどで紹介します。

〔④ 各障害種に対する教育の中核となる教員の育成〕

総合的な教育機能を有する特別支援学校の機能の充実に向けて、各地域において、それぞれの障害種に対する教育の中核となる教員の育成が必要です。そのために、計画的な人事配置や、長期的な視点に立った研修体制の構築を図っていきます。

【主な施策 4】 特別支援教育推進に向けた学校経営の充実

今後、更に特別支援教育を推進するため、教員個々が研鑽を積むのみならず、学校管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育を推進するための学校経営の充実を図っていきます。

これまで、各学校における特別支援教育を推進していくため、個々の教員の資質、知識や指導力向上を図る取組を中心に進めてきました。

今後、特別支援教育をより一層推進していく上では、管理職の特別支援教育に対する理解と、強力なリーダーシップによる学校経営が重要です。

各学校における学校経営の充実を図り、全校体制で、組織的・計画的に特別支援教育に取り組めるようにします。

【具体的な取組】

〔① 学校管理職に対する研修の充実〕

引き続き、総合教育センターが実施する学校管理職に対する悉皆研修において、特別支援教育についての研修を実施するとともに、オンラインや課題提出型の研修等を実施することで、学校管理職に対する研修の充実を図っていきます。

〔② 特別支援教育を推進している学校に対する表彰制度の創設〕

管理職のリーダーシップの下、学校全体で特別支援教育を推進している学校を「特別支援教育推進優良校」として表彰し、県教育委員会のホームページやメールマガジン等でその取組を周知することで、特別支援教育推進に向けた学校経営の充実という視点を広め、組織的、計画的に特別支援教育に取り組む学校を増やしていきます。

〔③ インクルCOMPASSについての周知、活用の推進〕

各学校におけるインクルーシブ教育システムの構築、推進に向けた取組状況と今後の方向性を明らかにするため、研修会や学校訪問等において、国立特別支援教育総合研究所が作成した「インクルCOMPASS」について周知し、活用を勧めます。

〔④ 専門性を向上させるために必要な情報を収集するための活動推進〕

学校管理職による特別支援教育の先進校や研究指定校への視察など、必要な情報を収集するための活動を推進することで、校内の研修を充実させ、教員の専門性の向上を図っていきます。

【主な施策5】 異校種間の計画的な人事交流の推進

特別支援教育を担う人材の裾野を広げ、さらには担い手の専門性を向上させるため、異校種間の計画的な人事交流を推進します。

これまでも、特別支援教育を担う人材を育成するため、期間を設定した異校種間の人事交流を進めてきましたが、より実効性を高めるには、対象となった教員がその目的を正しく理解し、使命感をもって職務にあたることが求められます。

今後は、人事交流者に対する研修内容を改善するとともに、人事交流者の中で、特別支援教育についてより深く学びたいと希望する者が、更に学ぶことのできる環境を整えるなどして、異校種間の人事交流を更に充実させていきます。

計画的な人事交流により、教員の特別支援教育の理解推進を図りつつ、各学校種における特別支援教育の中心的な人材の育成に努めていきます。

【具体的な取組】

〔① 期間を設定した計画的な人事交流〕

人事交流では、県教育委員会及び市町村教育委員会が人事交流の意義を共通理解し、定期的に情報交換を行い計画的な人事交流に努めていきます。そして、互いの学校の教育効果や課題について理解推進を図るとともに、各学校における特別支援教育の中核となる人材の育成につなげます。

小・中学校及び高等学校から特別支援学校への異動者については、障害特性や障害のある幼児児童生徒の指導・支援の在り方等についての理解を深めるとともに、特別支援学校在職中に特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を優先的に受講できるようにし、将来、小・中学校及び高等学校において、中核となって活躍できるようにします。

特別支援学校から小・中学校及び高等学校への異動者については、小・中学校及び高等学校の各教科等の指導や学級経営等についての経験を深め、将来、特別支援学校における各教科等の指導に生かせるようにします。また、小・中学校及び高等学校における特別支援教育の現状を知り、将来、小・中学校及び高等学校に対して、より相手の状況を理解し、寄り添った助言・援助ができるようにします。

〔② 人事交流者のさらなる専門性向上に向けた取組〕

小・中学校及び高等学校から特別支援学校への人事交流者の中から、特別支援教育について学ぶ意欲を持つ教員を、国立特別支援教育総合研究所等での研修に派遣し、さらなる専門性の向上を図っていきます。

〔③ 人事交流の好事例の発信、交流経験者の研修の場での活用〕

ホームページなどを活用し、人事交流の好事例を発信したり、人事交流経験者を積極的に研修の場で活用したりすることにより、人事交流の魅力を伝え、特別支援教育の理解者、専門性のある指導者を増やしていきます。